

宍粟市教育委員会規則第7号

宍粟市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宍粟市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

また、負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（以下「被災校医等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災校医等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災した学校医等の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第5条中「第17条」を「第18条」に改める。

第19条を第20条とし、第17条及び第18条を1条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第17条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、宍粟市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求に関する規則（平成17年宍粟市公平委員会規則第7号）に基づく審査の申立てをすることができる旨を教示する

ものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。